八街市基幹相談支援センター運営業務公募型プロポーザル実施要項

１．公募の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下、「障害者総合支援法」という。）に基づき、地域社会における共生の実現に向けて、八街市基幹相談支援センター（以下、「基幹センター」という。）を設置し、障がい者及び障がい児が日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う、基幹センターの運営業務を受託する事業所（１事業所）を八街市において募集する。

２．業務の概要

（１）業務名

八街市基幹相談支援センター運営業務

（２）業務内容

別紙「八街市基幹相談支援センター運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

３．運営財源等

（１）運営財源等

基幹相談支援センターの運営財源は次のとおりとする。

上限額	内訳等
9 年度： 21,739,000 円 10 年度： 22,019,000 円 11 年度： 22,299,000 円	・人件費（6. 職員体制のとおり。） ・事業費 ・事務費

４.委託期間・引継ぎ期間・精算期間

（１）委託期間

令和９年４月１日～令和１２年３月３１日

（２）引継ぎ期間

受託者は委託契約締結後から令和９年３月３１日までの期間に相談支援専門員の確保や指揮命令系統の確立、備品等の確認を行うこと。

（３）精算期間

報告・提出書類等に基づき、実施翌年度の４月１日から５月末日までに、精算業務を行う。

（４）その他

引継ぎ期間及び最終年度の精算期間に関する経費は、受託者が負担する。

５．業務実施日等

（１）業務日

月曜日から金曜日まで

（2）業務時間

午前８時３０分から午後５時１５分

なお、業務時間帯以外であっても地域の住民、関係団体等への会議の出席を求める場合がある。

※　業務時間帯以外においても、２４時間連絡可能な体制を整えること（電話などにより、緊急時に対応可能な連絡体制を確保すること。）

（3）休業日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び１２月２９日から翌年の１月３日まで

６．職員体制

（1）専門職員の配置

ア　本業務を適切に行うため、基幹センターには管理者（常勤）１名、専門職員（常勤）１名を最低基準として配置する。なお、当該職員は人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、福祉経験が豊富でかつ各種の福祉政策について熟知している者であること。

イ　常勤職員とは、委託業務の専任とし、他の業務（自主運営による実施事業を含む）との兼任は認めない。

ウ　管理者は、障がい福祉業務経験者とし、主任相談支援専門員又は相談支援専門員の資格を有することとする。

エ　専門職員の資格は、主任相談支援専門員、相談支援専門員、精神保健福祉士、社会福祉士、保健師のいずれかの資格を有することとする。

（2）医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講済者の配置

医療的ケア児者支援に関することの実施のため、医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講済者を配置すること。

（3）その他の職員の配置

専門職の他に事務職を配置することができる。

（4）その他の事項

職員の退職、産前産後休暇・育児休暇又は３０日以上の病気休暇等をする場合は速やかに委託者に報告し、代替職員を補充すること。

７．プロポーザル方式採用の理由と導入効果

地域における障害者支援の中核的な役割を担う機関として、専門的な知識や豊富な実務経験により、地域の実情に応じた基幹センター業務を行う必要があることから、公募型プロポーザル方式において広く提案を募るとともに、本市にとって最も優れている事業者を選定することが可能となる。

８．事業スケジュール及び事務手順

（1）選定スケジュール

選定スケジュールは、次のとおりとする。

	項　目	日　程
1	公募開始の公告	令和８年１１月１６日（月）
2	質問受付期限	令和８年１１月２５日（水）
3	質問回答日	令和８年１２月７日（月）
4	参加申込書の受付期間	令和８年１２月８日（火）～１２月１６日（水）
5	企画提案書等の受付期間	令和８年１２月１７日（木）～１２月２５日（金）
6	第１次審査（書類審査）結果通知	令和９年１月８日（金）
7	第２次審査（プレゼンテーション）	令和９年１月１９日（火）
8	第２次審査結果通知	令和９年１月２９日（金）予定

※　提案書提出時点で５者以上の提出があった場合は、第１次審査として、提出書類等を確認、選定し、上位５者による第２次審査とする。

（２）応募書類の提出

この業務のプロポーザルに参加する提案者（以下「参加者」という。）は、次の書類を提出すること。

①　提出書類及び提出部数

様式１から様式９までを、市ホームページからダウンロードして作成し、様式１から様式９及び資料１から資料７までをＡ４版縦型フラットファイルに綴じ、インデックスを添付して正本を１部、副本９部を提出すること。

②　提出書類

No.	確認	種別	書類名・資料名
1	□	様式１	八街市基幹相談支援センター運営業務参加申込書
2	□	様式２	誓約書
3	□	様式３	基幹相談支援センター運営に関する事項（事業所概要）
4	□	様式４	基幹相談支援センター運営に関する事項（基本理念）
5	□	様式５	基幹相談支援センター運営に関する事項（事業方針）
6	□	様式６	基幹相談支援センター運営に関する事項（開設日程）
7	□	様式７	基幹相談支援センター運営に関する事項（職員確保）
8	□	様式８	基幹相談支援センター運営に関する事項（事業所設置計画）
9	□	様式９	基幹相談支援センター運営に関する事項（危機管理）
１０	□	様式１０	公募内容・公募条件に対する質問書
１１	□	様式１１	参加辞退届
１２	□	資料１	定款
１３	□	資料２	登記事項証明書：印鑑証明書（応募の３か月以内に発行されたもの）
１４	□	資料３	財務諸表（損益計算書、貸借対照表、ｷｬｯｼｭﾌﾛｰ、財産目録等）直近２年分
１５	□	資料４	納税を証する書類（市民税、法人税、消費税及び地方消費税等の各納税証明書）直近２年分

１６	□	資料５	配置予定職員の履歴書及び有資格者であることを証明する書類（任意書式による原本証明）
１７	□	資料６	予算見積書（任意書式により３か年分）
１８	□	資料７	その他応募書類提出にかかる添付資料等

③　応募に関する留意事項

ア　提出書類等については、提出時に遺漏がないか再度確認すること。

イ　応募書類は理由の如何に関わらず返却しない。

ウ　書類提出にかかる一切の費用は、応募者の負担とする。

（3）受付期間

①　申込書（様式1～2）

令和８年１２月８日(火)～１２月１６日(水)　午後４時３０分まで

②　提案書（様式３～９）

令和８年１２月１７日(木)～１２月２５日(金)　午後４時３０分まで

（4）提出先

〒２８９－１１９２

千葉県八街市八街ほ３５番地２９

八街市 健康福祉部 障がい福祉課 支援係(持参もしくは郵送とし、郵送の場合は期間必着)

（5）質問及び回答

質問がある場合には、公募内容・公募条件に関する質問書（様式１０）に要旨を記入し、Eメールもしくは FAX にて障がい福祉課宛てに提出するものとする。

Eメール：syogai@city.yachimata.lg.jp

FAX：０４３－４４３－１７４２

①　質問受付期間

令和８年１１月１６日（月）から令和８年１１月２５日（水）まで

②　質問に対する回答

質問に対する回答は令和８年１２月７日（月）までにEメールもしくは FAX にて全質問者に対して回答する。

９．公募の条件

（1）参加者は、公告日から受託候補者決定日までにおいて次の要件の全てを満たすものとする。

①　八街市入札参加資格者名簿の「委託」に登録がある者。ただし、対象業務の特殊性などを考慮し、名簿に登録がない者でも参加できるものとする。

②　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に基づく入札参加の資格制限に該当しない者。

③　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後、八街市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。

④　八街市暴力団排除条例（平成２４年八街市条例第１７号）第２条第１号の暴力団及び第２号の暴力団員、第３号の暴力団員等、第９条第１項の暴力団員若しくは暴力団員等と密接

な関係を有する者に該当しない者。また、警察当局から暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤　本公告の日から起算して前２年間に手形交換所による取引停止処分を受けていない者、又は前６か月以内に手形もしくは小切手を不渡り事故を出していない者。

⑥　本プロポーザルに係る入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

⑦　上記参加資格条件を満たす者のうち、一般相談支援事業所又は特定相談支援事業所の指定を受けていること。

⑧　同一の法人、団体又は代表者が重複して複数の参加表明をしてないこと。

１０．選定方法

庁内に選定委員会を設置し、次の第１次審査、第２次審査により受託候補者を選定する。

（１）第１次審査（書類審査）

選定委員会において、提出書類等を確認・選定し、上位５者を選定する。

なお、参加者が５者以内の場合は、第１次審査は実施せず、全ての参加者を第１次審査通過者として扱う。

①　審査方法

プロポーザル参加者が提出した提案書等を基に、選定委員会が別表２の基準表に基づき審査を行い、得点が高い者から順に第２次審査に進出する５者を選出する。

②　結果通知

審査結果について、令和９年１月８日（金）までに、結果の如何にかかわらず書面にて通知するものとする。

③　その他

審査の経緯及び審査内容に関しての問合せには応じないものとする。

なお、第１次審査の審査結果は第２次審査に持ち越さないものとする。

（２）第２次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第１次審査にて選定された者は、提案書を基にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。得点の最も高い参加者を受託候補者として次に得点が高い参加者を次点候補者として選定する。

ただし、得点が同じ参加者が２者以上ある場合は、見積金額の低い者を受託候補者とし、当該見積金額も同額である場合には、くじ引きにより受託候補者を決定するものとする。

①　実施概要

ア　日時　　令和９年１月１９日（火）　１０時から

イ　場所　　総合保健福祉センター　４階　団体研修室

ウ　人数　　３名以内

エ　提案内容の説明

提出した提案書に基づき説明するものとし、提案書に添付していない資料を新たに提出することはできない。

オ　プレゼンテーション及びヒアリング時間

参加者からの説明時間　　３０分以内
八街市からの質問時間　　１５分以内

カ　機器類の準備

プロジェクター及びスクリーンが必要な場合は、当市が準備する。
その他、必要な機器は参加者が用意するものとする。

② 審査方法

選定委員会は、参加者のプレゼンテーション及びヒアリングについて、別表３の採点基準に基づき審査を行う。

③ 最低基準点

１者あたりの総得点の満点の６割以上を最低基準点とする。

④ 参加者が１者又はいない場合

参加者が１者のみの場合、審査の結果において得点が最低基準点以上であるときは、当該参加者を受託事業所として選定する。

なお、最低基準点に満たない場合又は参加者がいない場合は、再度公募を実施するものとする。

⑤ 最高得点者が複数となった場合

最高得点者が複数となった場合には、見積価格が最も低い者の提案を採用することとし、当該見積価格も同額である場合には、くじ引きにより受託候補者と決定するものとする。

⑥ 各段階の評価

審査項目は５段階評価とし、各段階の配点は別表３のとおりとする。

（3）審査結果

選定結果については、八街市基幹相談支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の承認後、書面にて通知するものとし、評価内容については、公表しないものとする。

（4）その他

審査の経緯及び審査内容に関しての問い合わせには応じないものとする。また、審査結果の異議申立は受け付けないものとする。

１１．審査選定結果の公表

選定結果は、八街市ホームページへの掲載により公表する。

１２．契約の締結

受託候補者と提案内容を協議し、調整すべき内容の精査を行ったうえで仕様書に変更又は追加等をすることができる。その仕様書に基づき、契約を締結する。

ただし、受託候補者との協議が整わない場合は、次点候補者と同様の協議を行う。

１３．参加者等の失格

次に掲げる事由が生じた場合には、プロポーザルの参加、又は受託候補者、次点候補者の決定を取り消すことができる。

（1）八街市長から指名停止を受けた場合

（２）不正行為が認められた場合
（３）見積額が委託上限額を超えた場合

１４．その他

（１）提出した書類等は、返却しない。
（２）審査方法及び審査内容、審査結果に対する異議は認めない。
（３）本プロポーザルに関し、提出された書類等は、本件以外の目的で使用しない。

１５．問い合わせ（事務局）

（１）担当部署：健康福祉部 障がい福祉課
（２）担当者：塚瀬、竹ヶ原、小松
（３）所在地：〒２８９－１１９２
千葉県八街市八街ほ３５番地２９
（４）連絡先：電話　０４３－４４３－１６４９、FAX　０４３－４４３－１７４２
（５）E メール：syogai@city.yachimata.lg.jp

別表１

八街市基幹相談支援センター運営業務選定審査基準（第１次審査）

評価項目	評価の内容	配点
参加者の実績	参加者の業務を評価する	5 点
業務体制	受託した場合の業務体制を評価する。特に実施体制、支援体制の人数、役割分担等の具体的内容を中心に評価する	5 点
取り組みの姿勢	参加者の取り組みに関する姿勢、方針、熱意等を評価する	5 点
担当者の経歴	経験値や福祉政策について理解を評価する	5 点
合　計		20 点

別表２

八街市基幹相談支援センター運営業務選定審査基準（第２次審査）

	評価項目	判断基準	配点	
事業計画	運営方針	事業所の運営の目標・方針が明確であるか	5点	15点
		運営方針と施設の目的が合致しているか		
	応募の理由	応募の理由が明確であるか	5点	
		業務の目的を理解した理由となっているか		
	事業の実施方針	市民の平等な利用が確保されるものであるか	5点	
		仕様書に定める業務を履行できるか		
		業務運営体制が確保されているか		
業務運営計画	職員計画	職員の採用、確保に対する見通しがあるか	5点	40点
		専門職に欠員が生じた場合の体制確保策は適切か	5点	
		効率的な運営が期待できる勤務条件であるか	5点	
	収支予算書	収入額について、積算は適正であるか	5点	
		支出額（特に人件費）について、積算は適正であるか	5点	
	個人情報保護措置	個人情報の保護措置が適正であるか	5点	
	緊急時の対策	人的・物的な危機管理の対策が整理されているか	5点	
		夜間等の緊急時に連絡のとれる体制が確保されているか	5点	
業務内容に関する取組み	主要事業	基幹相談センターの業務実績が十分であるか	5点	45点
		地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、どのような視点で八街市基幹相談支援センターを運営していくか記載されているか	5点	
		障害者相談支援事業について優れた考え方がされているか	5点	
		地域の相談支援体制の強化の取組（人材育成や連携強化）について優れた考え方がされているか	5点	
		自立支援協議会の運営について優れた考え方がされているか	5点	
		地域生活支援拠点の整備について優れた考え方がされているか	5点	
		地域移行・地域定着への取組について優れた考え方がされているか	5点	
		権利擁護に係る取組について優れた考え方がされているか	5点	
		医療的ケア児者への支援について優れた提案がされているか	5点	
受託に伴う経費		①（最も安価な事業者の見積額）　÷ ②（当該参加者の見積額）×　10点 ※小数点以下はの端数は、小数点以下第１位で四捨五入する	10点	
合　計			110点	

別表３
採点基準

段階	提案の評価	配点 5点満点の項目
A	非常に優れた提案	5点
B	優れた提案	4点
C	標準的な提案	3点
D	やや低い提案	2点
E	低い水準の提案	1点